

経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う一般競争（指名競争）参加資格の再認定の実施について

令和4年12月
農林水産省近畿農政局

経営事項審査の審査基準が改正され、令和5年1月1日から適用されることとされています。

これに伴い、令和3・4年度及び令和5・6年度を有効期間とする農林水産省近畿農政局発注の建設工事について、一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）の取扱いを以下のとおり定めたのでお知らせします。

1 経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う競争参加資格の再認定について

（1）再認定の申請ができる者

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、令和3・4年度及び令和5・6年度の競争参加資格の認定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を取得した者で再認定を希望する者は、当該総合評定値通知書に基づき競争参加資格の再認定の申請を行うことができます。

(注) 経常建設共同企業体については、その構成員全てが改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づいて申請することが必要です。同様に事業協同組合の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合についても、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づいて申請することが必要です。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りではありません。

（2）再認定のスケジュール

下記の期間、再認定の受付けを行います。

認定日（予定）は、適正な申請書を受理した日から1か月から1か月半程度です。

受付期間	
令和3・4年度の競争参加資格の場合	令和5・6年度の競争参加資格の場合
令和5年1月1日～令和5年2月15日	令和5年4月1日～令和5年6月30日

(3) 再認定に係る資格審査申請書及び添付書類

「令和3年度及び令和4年度農林水産省地方農政局一般競争（指名競争）参加資格審査申請手引」又は「令和5年度及び令和6年度農林水産省地方農政局一般競争（指名競争）参加資格審査申請手引」により定められた各申請書及び添付書類を提出してください。

（注）添付書類のうち、総合評定値通知書の写しについては、改正後の審査基準によるものに限ります。

(4) その他再認定の申請に関する留意事項

① 再認定の結果を受けた後に、希望工種区分の認定内容を従前の内容に戻すことはできません。また、再認定済みの希望工種区分の認定内容の変更はできませんので、申請に当たっては、申請内容を十分確認した上で行ってください。

② 競争参加資格の再認定の申請は、認定を受けている全工種一括で行う必要があります。

再認定の申請は、一部の認定部局や工種のみを選択して行うことはできません。農林水産省近畿農政局から受けている全ての認定資格について再認定を申請していただきます。

③ 改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、競争参加資格の認定を受けている者が、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき認定部局又は希望工種の追加を申請する場合には、当該申請に併せて、既に受けている全ての認定資格についても改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請していただきます。

④ 工事の入札手続に参加をしている者で、既に競争参加資格の確認又は指名通知を受けている場合であっても、当該入札案件の開札日までの間に再認定を受けた結果、等級が変わり入札参加条件を満たさなくなったときは当該入札に参加する資格を失います。

2 受付場所及び申請書類

(1) 受付場所

申請については、郵送による受付を行います。

以下に掲げる窓口に書留郵便で郵送（封筒表面に「再認定申請分」と赤字で記入）願います。

受付場所：〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

農林水産省近畿農政局農村振興部設計課調整係

電話075-414-9513（直通）

(2) 申請書類及び申請書作成の手引

申請書類、「令和3年度及び令和4年度農林水産省地方農政局一般競争（指名競争）参加資格審査申請手引」及び「令和5年度及び令和6年度農林水産省地方農政局一般競争（指名競争）参加資格審査申請手引」は、「農業農村整備事業 入札情報サービス その他の情報」のホームページから入手してください。

https://nnppi.nn-net.go.jp/Rel_Link_Top.html